

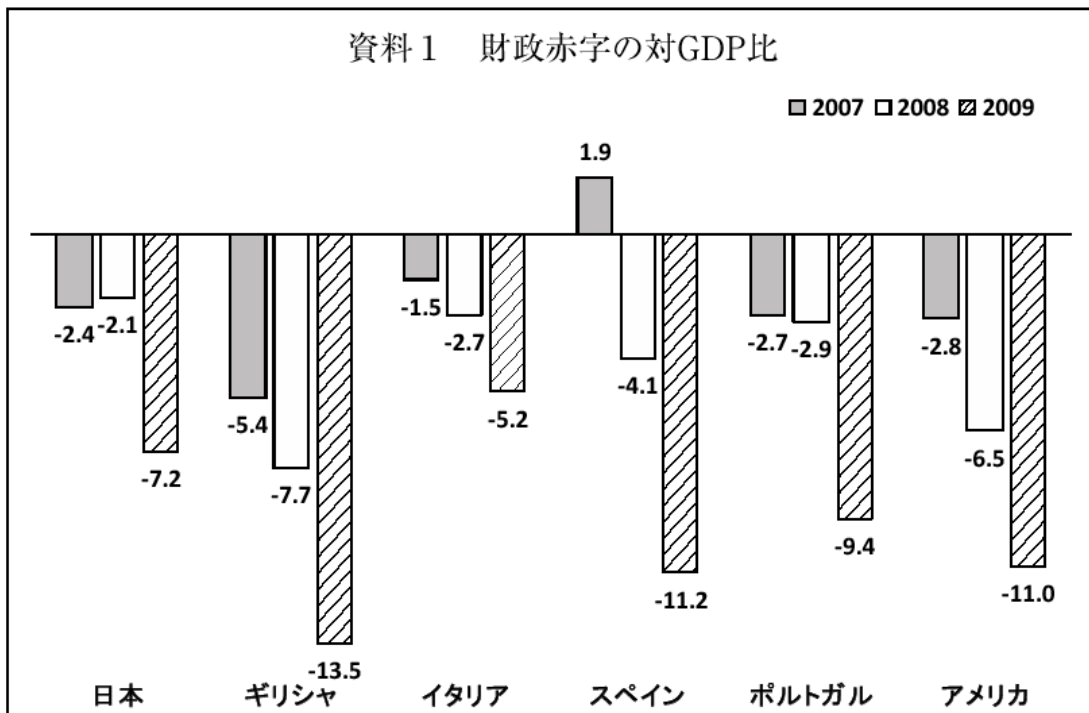
課題 1 (必須)

ユーロ安が進んでいる。2009 年末, 1 ユーロ=130 円前後であったユーロは, 2010 年6月当初には1 ユーロ=110 円台にまで低下している。その背景には財政赤字を急激に膨らませたPIIGS諸国(ポルトガル, イタリア, アイルランド, ギリシャ, スペイン)のソブリン・リスクの高まりがある。2008 年秋の金融危機以降, 財政支出増加による景気刺激策はEU 諸国の財政赤字拡大をもたらした。資料 1 はPIIGS諸国(アイルランドを除く)と日米の財政赤字(一般政府)の水準を比較したものである。我が国の財政赤字の水準をみると, ギリシャなどと比べると低いものの, 経済の規模や過去の政府債務の水準を考慮すれば対岸の火事として見過ごすことはできない。

我が国の平成22年度当初予算は92.3兆円であるが, そのうち44.3兆円の公債金収入を見込んでおり, プライマリー・バランスは, 過去と比べて大幅な赤字となっている。さらに, 平成22年3月末現在の国債残高は720.5兆円, 借入金等を含む借金の総額は882.9兆円という巨額に達している。

我が国のソブリン・リスクの高まりを懸念する向きもあるが, 現在までのところ, ソブリン・リスクはPIIGS 諸国ほど高まっていない。

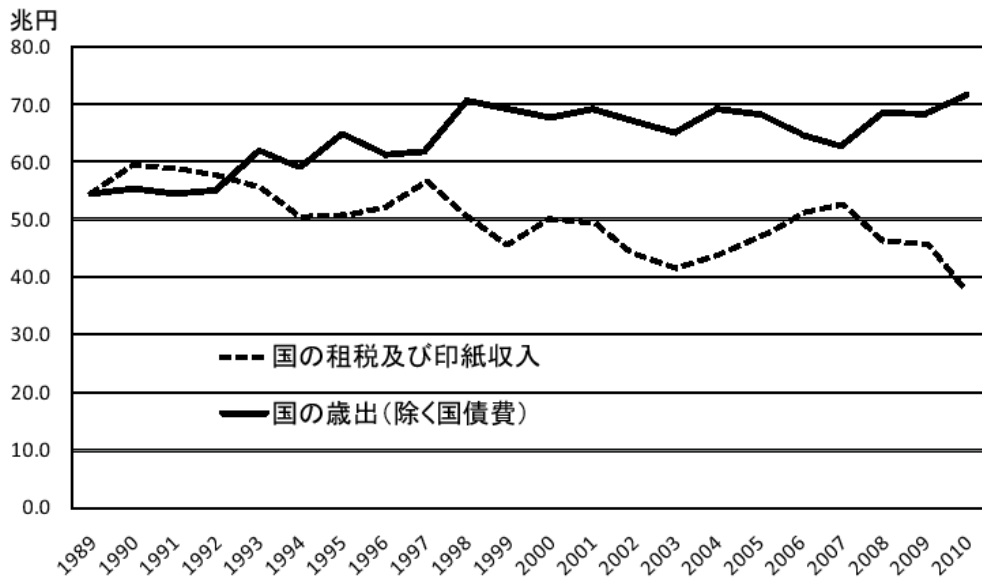
なぜ, 巨額の政府債務の累積, プライマリー・バランスの急速な悪化が見られても, 我が国ではソブリン・リスクの高まりが見られないのだろうか。考えられる理由を示すとともに, 将来にわたって我が国のソブリン・リスクを高めないために早急に講じるべき施策として, ①プライマリー・バランスを改善するための施策, ②その他の経済政策, のそれぞれについてどのようなものが考えられるか, 述べなさい。



出所: OECD「Economic Outlook 87」2010年5月

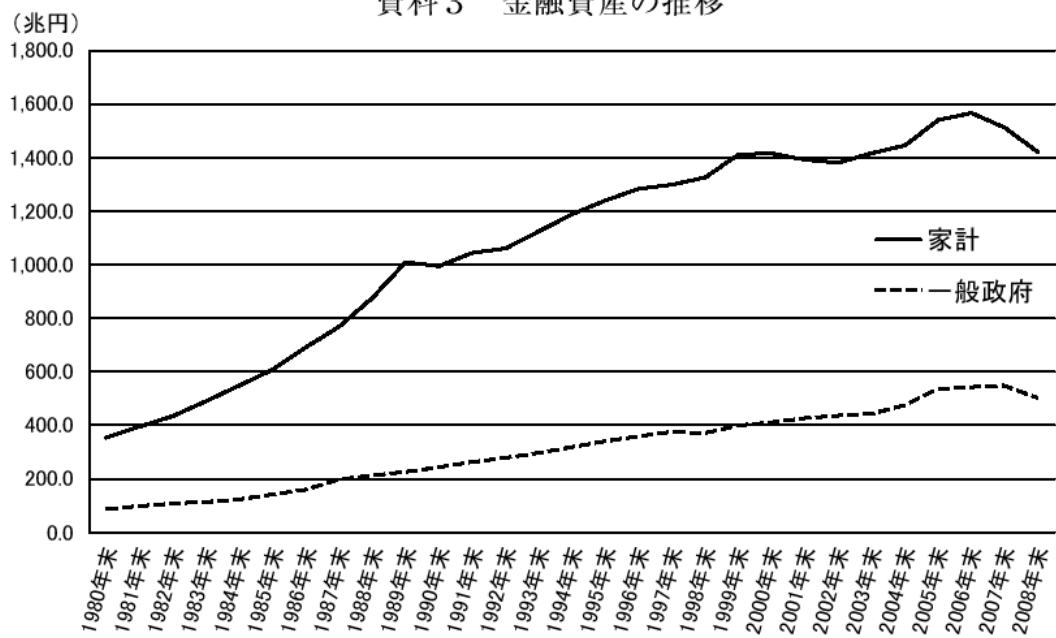
注: 一般政府の財政赤字のGDPに対するパーセントである。

資料2 国の租税及び印紙収入と国の歳出額の推移（一般会計当初予算）



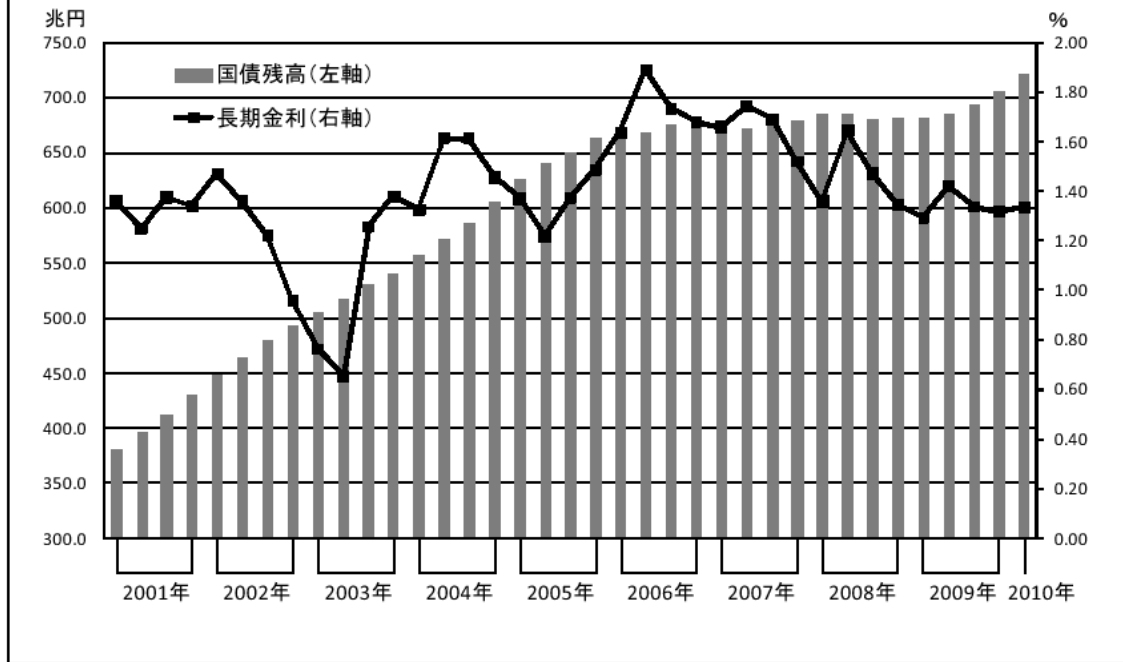
出所：財務省「予算書」(各年度)

資料3 金融資産の推移



出所：内閣府「国民経済計算年報」

資料4 国債残高の推移と長期金利（四半期ごと）



出所：財務省「国債及び借入金並びに政府保証債務現在高」
東京証券取引所「長期国債(10年)新発債流通利回り」

出題の趣旨（課題1）

本問は、財政赤字増加と政府債務の累積に対して、どのように対応すべきかを論じる問題である。巨額に達した政府債務や、税収を上回る公債金収入など、ソブリン・リスクが高まってもやむを得ない状況の中でも長期金利等は安定して推移している。それは、P I I G S諸国と我が国との経済的な背景の違いが大きい。その異同を前提としたうえで、ギリシャ危機に端を発したソブリン・リスク問題と、我が国における財政赤字の課題を有機的に理解し、かつ財政再建の必要性とそのための政策を論じることは、現実問題に対する認識及び政策立案の双方の能力を必要とする。本問は、こうした能力を試すねらいをもつ。

課題2 (選択)

核家族化，少子高齢化，女性の社会進出，都市化や過疎化に伴うコミュニティの機能低下など，さまざまな要因によって，従来多くの場合家族や近隣によって担われてきた「サービス」が公的機関や市場，NPOなどに外部化されてきている。

そのような「外部化」されたサービスの一つとして，保育の面で注目されているのが，「保育ママ」という制度である。これは，保育者（保育ママ）の居宅等で主に3歳未満の少人数の乳幼児を対象に小規模に行われる保育であり，市区町村が行っている事業である。

保育ママ制度の内容は，市区町村によって異なるが，例えば次のようなものがある。市区町村が保育ママの認定と登録を行う。保育ママのサービスの利用者（希望者）は，直接保育ママに申し込む。保育ママには，利用者から保育料や給食費などが，市区町村から補助金が支払われる。

この保育ママ制度は，昭和25年（1950年）に京都市で「昼間里親制度」が創設されたことに始まると言われる。以後，各地の市区町村がそれぞれのやり方でこの制度を実施してきており，保育ママの資格要件も異なっていた（資料1，資料2）。やがて，1990年代半ばから保育所の待機児童対策として注目を集め，平成12年（2000年）には国庫補助事業が始まり，保育ママの資格要件（資料3）などを満たしたものについて補助事業の認定がなされていた。

しかし，この時点では，国庫補助事業として実施する市区町村は少なく，地方単独事業として実施する市区町村が多かった。国庫補助事業開始前から地方単独事業として実施している市区町村では，それぞれ独自の要綱によって保育ママの資格要件を定めており，こうした資格要件に関する考え方の違いが，国庫補助事業が普及しなかった一因であるとの指摘もあった。

そこで，資料1，資料2に掲げた自治体の資格要件の定め方を比較検討して利害得失を記述せよ。また，その上で，保育ママ制度に見られる問題点を考察しつつ，あなたが望ましいと考える国と地方との関係について論ぜよ。

なお，本年4月に資格要件を含め補助事業の要件が改正されているが，この問題は，この改正がなかったものとして解答するものとする。

資料1

○A市の保育ママの要件

次の各号の要件を満たし，かつ，A市長が認定した者

- (1) A市内に居住する心身健全な満25歳から60歳までの者（満60歳に達した年度の3月31日までの者を含む）であること。
- (2) 保育士，教員，助産師，保健師又は看護師のいずれかの資格を有すること。又はA市家庭福祉員資格研修実施要綱の規定に基づきA市が実施する研修により，家庭福祉員としての必要な知識を修得した研修修了者であること。

資料2

○B市の保育ママの要件

次に掲げる事項のすべてを満たす者

- (1) B市に居住する心身健全な者であること。
- (2) 25歳以上60歳以下で、認定のときに56歳以下であること。
- (3) 保育士、幼稚園教諭、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有すること。

資料3

○国庫補助事業の対象を定める通知における保育ママの資格要件（改正前のもの）

- a 保育士又は看護師の資格を有すること。
- b 介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。

出題の趣旨（課題2）

様々な要因によって家族が担ってきたサービスの外部化が進んでいるとともに、外部化されたサービスの実施主体のさらなる充実が求められている。

本問は、保育所の不足を背景に、さらなる外部化の受け皿の充実が求められている乳幼児保育の一手段である保育ママを取り上げ、その制度の改正前の状況を前提に、その問題点を考察しつつ、国地方関係のあり方を論じさせるものである。保育ママ制度は、それぞれの自治体がそれぞれの事情に応じて作り、発展させてきたものであり、各自治体の資格要件の相違にはそうした事情が反映されていると考えられる。このような保育ママ制度に対して国がどのように補助を行うかを考えることによって、地方分権が進展する中における国地方関係を考えることが要求される。さらに、それらを考える前提として、自治体の保育ママの要件の違いなどをもとに、個々の自治体にどのような事情の違いがあるのか、国庫補助事業として実施する自治体が少なかったのはなぜかといったことを的確に推察することが求められる。本問は、こうした能力を試すねらいをもつ。

課題3 (選択)

昨年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催された気候変動枠組条約第15回締約国会議 (COP15) では、最大の焦点となっていた先進国と途上国全体の2020年までの温室効果ガスの削減目標の設定は見送られた。先進国に関しては、各国が独自の削減目標を設定し、それを登録すればよいということになり、途上国についても自らが登録する削減計画の取組について定期的に状況を報告すればよいという内容となった。

これと並行して日本政府は、1990年比で25%の削減を目標として掲げ、今年の3月にこの目標を実施するための法的枠組みとして地球温暖化対策基本法案を閣議決定した。同法案の第10条は、「すべての主要な国が、公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組みを構築するとともに、温室効果ガスの排出量に関する意欲的な目標について合意をしたと認められる場合に」限り、「国際的に認められた知見に基づき、平成32年までに達成を目指すべき我が国における1年間の温室効果ガスの排出量 (中略) は、平成2年 (中略) における温室効果ガスの排出量からこれに25パーセントの割合を乗じて計算した量を削減した量とする」と規定している。そして同法案の第13条では、その目標を達成する基本的な施策の一つとして国内排出量取引制度の創設を掲げているが、その制度に必要とされる「一定の期間における温室効果ガスの排出量の限度」を定める方法については、「温室効果ガスの排出量の総量の限度として定める方法」のほか、生産量の「一単位当たりの温室効果ガスの排出量の限度として定める方法」についても検討を行うとしている。

そこで、以下の資料1～8を参考にしながら、

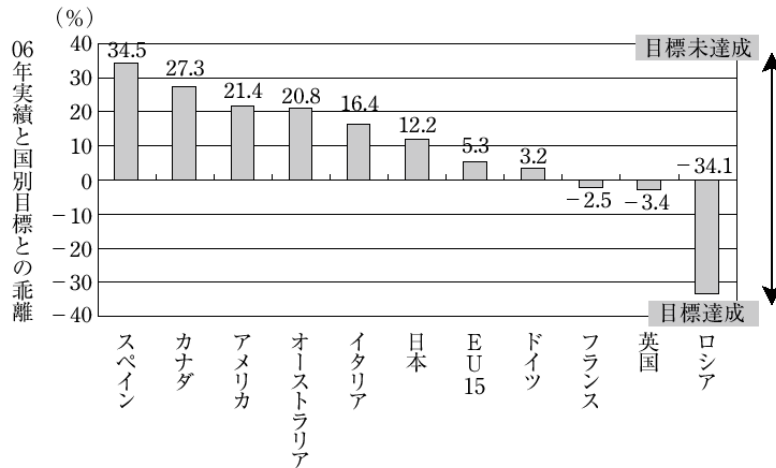
- ①今後、我が国で排出量取引を行う際、総排出量の限度を定めるキャップ・アンド・トレード方式 (注1) を採用すべきか、それとも、生産量一単位当たりの排出量 (排出効率) を問題にする原単位方式 (注2) を採用すべきかを検討し、その方式を採用するに当たってどのようなことに配慮すべきかを論じ、
- ②25%の排出量削減の前提となる「公平なかつ実効性が確保された地球温暖化の防止のための国際的な枠組み」を構築するには、今後、国際交渉において、我が国はどのような提案をすべきか、国内外の合意が得られる施策を示しなさい。

注1 欧州連合 (EU) では、2005年から2007年まで (第1期) と2008年から2012年まで (第2期) の二期に分けて排出量取引制度が実施されているが、いずれの期間においてもキャップ・アンド・トレード方式が採用され、規制の対象となる業界は制度への参加を義務づけられている。第1期においては、排出枠の一部は有償 (排出枠に競売価格をつける) であったが、各国の排出枠はそれぞれの政府が決定したこともあって無償の排出枠が過剰配分となり、排出枠を売って利益を上げることが行われ、排出枠価格が暴落した。なお、EUの制度では、京都議定書で認められている途上国での排出削減を先進国の削減量とするCDM (クリーン開発メカニズム) とのリンクも認められているが、その排出枠価格への影響も懸念されている。

注2 我が国では、経済団体連合会 (当時) が1996年に各産業に対して自主行動計画の作成を呼びかけ、同年12月に29業種、131団体が参加して自主行動計画がスタートした。2008年から実施されている「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」は、大枠において、この自主行動計画に基づいている。

よって当該制度への参加が自主的であるだけでなく、削減目標の設定も各企業が自主的に行い、削減目標に関しても排出量目標でも排出効率目標でもよいとされる。

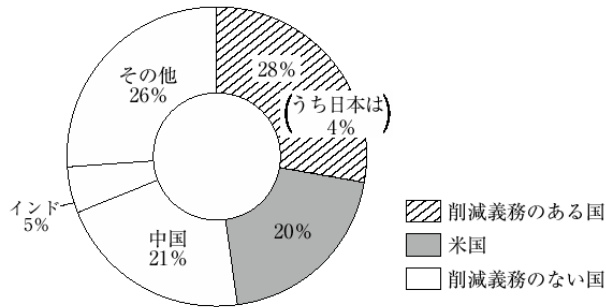
資料1 主要各国の京都議定書目標達成状況(2006年)



(注) 基準年における LULUCF (土地利用, 土地利用変化及び林業部門) を除く温室効果ガス排出量をもとに各国の排出目標量を求め 2006 年の排出実績との差分を比率で示した。

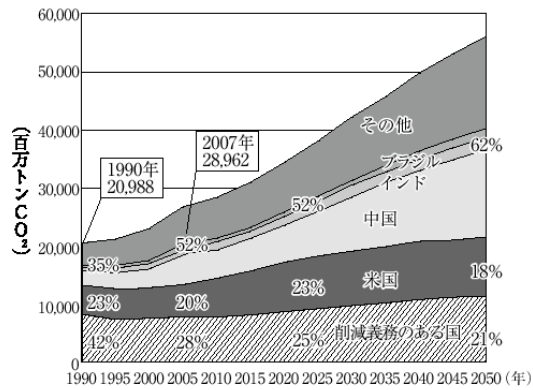
(出所) 経済産業省編『エネルギー白書 2009 年版』

資料2 世界のエネルギー起源二酸化炭素排出量(2007年)



(出所) 環境省編『平成 22 年版環境白書』

資料3 世界のエネルギー起源 CO₂ 排出量の見通し



(出所) 環境省編『平成 22 年版環境白書』

資料4 EU排出量取引制度(EU ETS)第1期(2005-07)における国別排出枠と各加盟国の排出実績(2005年度)

(著作権の関係により省略)

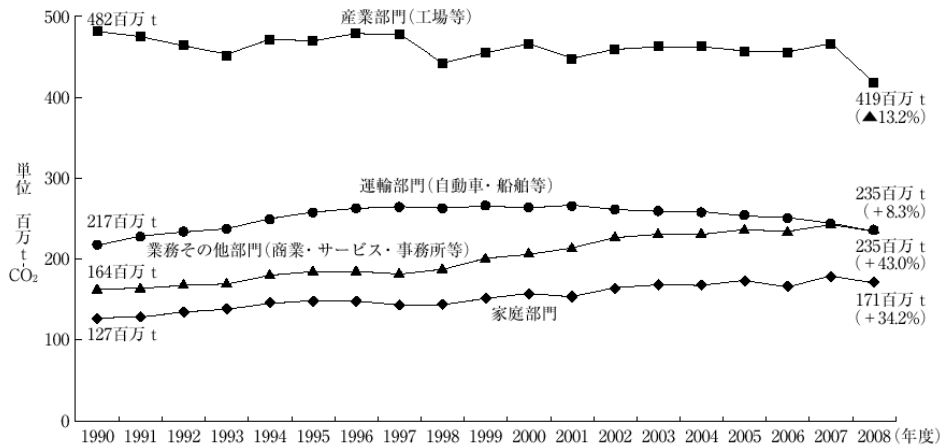
(出所) Skjaereth, Jon Birger and Jørgen Wettestad, 2008, *EU Emissions Trading: Initiation, Decision-Making and Implementation* (Ashgate), pp. 56-57. の表より作成

資料5 日本経済団体連合会の環境自主行動計画

(著作権の関係により省略)

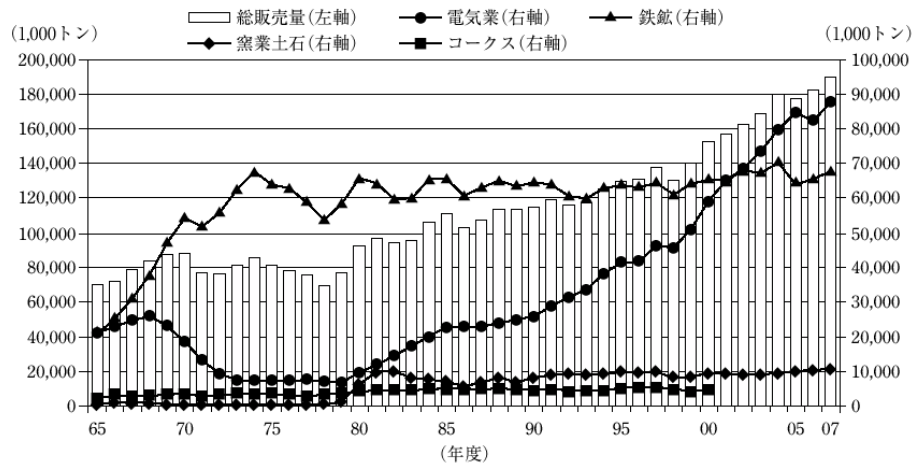
(出所) 天野明弘「排出取引」(中公新書)

資料6 我が国の二酸化炭素の部門別排出量（電気・熱配分後）の推移



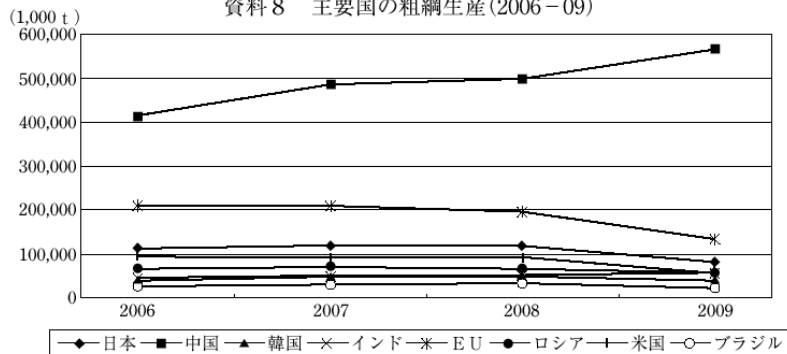
注：カッコ内の数字は各部門の2008年度排出量の基準年(1990年度)排出量からの変化率
 (出所) 環境省編『平成22年版環境白書』

資料7 我が国の石炭の用途別消費量の推移



注：コークスのデータは統計の変更により2000年度まで。
 (出所) 経済産業省編『エネルギー白書2009年版』

資料8 主要国の粗鋼生産(2006-09)



注：米国の数値はNT(ネット・トン)換算
 (出所) 社団法人日本鉄鋼連盟HPのデータを基に作成

出題の趣旨（課題3）

本問では、国際的な課題となっている温室効果ガスの削減目標の設定を取り上げ、我が国がC&Tと原単位方式とのいずれを採用すべきかを論じ、さらに、国際交渉において我が国がどのような提案をすべきかを示すことが求められている。

我が国は、京都議定書の6%削減という目標を達成できていない。現在、国内では、産業ごとに自主行動計画が立てられているが、より効果的な削減方法が求められるであろう。この際、産業部門、運輸部門、家庭部門などのうち、いずれを重視して削減するか、1980年代以降における我が国の二酸化炭素排出量の増大に大きく寄与している石炭による火力発電の増加をどのように考えるかなどを踏まえ、実現可能で、これまで以上に削減効果のある方法を考える必要がある。

世界的には、二酸化炭素排出量が増加していくことが予測され、その寄与度の大きい中国など新興工業国に温室効果ガス削減を義務づけなければ、世界的な温室効果ガスの削減は相当に困難であり、京都議定書において削減義務のない国々を国際的な削減枠組みにどのように組み込むかという問題もある。また、こうした国に削減義務がないままであれば、我が国など先進工業国が国際競争において相対的に不利となることは明らかであり、新たな貿易摩擦の要因ともなりかねない。この意味でも中国など新興工業国に国際的な削減枠組みに参加してもらわなければならない。

本問は、こうした国内外の考慮すべき様々なことを資料から推察し、それらに基づき合理的な政策を提言する能力を測るものである。